



「住み慣れた家で療養・生活を続けたい」の気持ちに寄り添って

## 在宅医療（訪問診療）を行っています

当院では「住み慣れた家や地域で過ごしたい」といった患者さんの気持ちに寄り添う在宅医療（訪問診療）を重視し、現在約120名に訪問診療をしています。在宅医療とは、病気や障害などで医療機関への通院が困難な患者さんを対象に、医師と看護師が自宅や施設を定期的に訪問して診療や薬の処方などを行う医療サービスのことです。血液や簡易超音波などの検査、処置、予防接種もご自宅で受けることができます。当院は「在宅療養支援診療所」として、医師や連携の訪問看護ステーションとで24時間365日電話で対応できる体制を取り、病状が悪化した時や緊急時に、必要

に応じて臨時往診や入院の手配などを行うことができます。

さらに、訪問看護や訪問薬剤、訪問介護（コスモス等）などの介護サービス事業所やケアマネージャーと情報共有や連携を密に図り、ショートステイ（日和の里等）

などの介護サービスの調整を含め療養生活をお支えています。通院に困っている方は何なりとご相談ください。



### ■訪問診療を行うことのメリット

- 緊急時の診療や治療、療養上の相談が24時間365日でき、安心感がある
- ご本人やご家族の通院（介助）負担が軽減できる
- 訪問薬剤サービスを利用すれば調剤の待ち時間が解消され、服薬管理をしてもらえる

### ■在宅医療の対象となる方

- 病気や障害により定期的な医療・治療が必要で、歩行困難や寝たきりで通院が困難な方
- 重度の認知症や人工呼吸器の装着など移動が困難な方
- 終末期の療養や自宅での看取りを考えている方 など

### ■在宅医療を希望（相談）される場合

- ①当院での診察時にご相談、または電話（077-579-7121）でご連絡ください。入院中の場合は、主治医や地域医療連携室などにご相談ください。また、当院で治療中でない場合は、担当ケアマネージャーに相談するか、かかりつけ医に診療情報提供書を記入してもらってください。
- ②診療所またはご自宅でスタッフがご家族や介護者の方に対し、在宅医療に関する保険情報等の確認や費用等の説明をし、契約と訪問診療日（基本月2回）の調整などを行います。

### <診療体制変更のお知らせ>

- ◆5月1日から木曜午前診療が井上信之医師から森 優也医師へ変更となります。